

# 危険物新聞

平成3年度 第2回危険物取扱者試験

## 10月10日(祭)近大で

消防試験研究センター大阪府支部では、大阪府下の平成3年度第2回危険物取扱者試験を次により実施することとなった。

▷試験日 10月10日(祭)

乙種4類(午前・午後)

甲種、4類以外の乙種、丙種(午後)

▷試験場 近畿大学(東大阪市)

▷申請日 9月5日(木)、6日(金)

▷申請場所 大阪府職員会館

講習会は府下10会場で

大阪、堺、茨木、守口など

準備講習会は甲種、乙種4類、丙種について、大阪、堺、茨木、守口など10会場で行なわれる。

なお、第3回(平成3年12月)試験時に際しては、甲種用準備講習は実施しないので念のため。

休日コースは早い目に電話予約を

休日コースのみ定員が少ないので電話(531-9717)予約されたい。

第452号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会

編集発行人 松村光惟

大阪市西区新町1丁目5-7

四つ橋ビル

TEL (531) 9717-5910

定価 1部 60円

旧免状の写真貼り替えは4年3月まで

法改正による写真の期限が10年となり、改正経過措置により旧免状の写真期限は猶予されていたが、いよいよ来年3月末となったので注意されたい。

平成3年度 中期(9~12月)

## 保安講習について

### 保安講習の制度について

危険物取扱者保安講習とは、消防法第13条の23で定められた法定(義務)講習である。

①受講義務者 危険物製造所等(ガソリンスタンド、タンクローリー等の危険物施設)で危険物の取扱いに従事する危険物取扱者。

危険物保安監督者も当然のことながら、該当者とみなされる。

②受講期限 原則として、資格を取得した日又は保安講習を受講した日から3年以内に受講しなければならない。(昭和62年4月以前に受講した者は5年以内)

(次頁へ続く)



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備

創業30年の実績と経験で信頼いただけます

スプリンクラー設備

防災のことならサンワにお任せください

ドレンチャーレ設備

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

泡消火設備

株式会社 三和商会

ガス消火設備

本社 大阪市西区京町堀2丁目1番17号

粉末消火設備

〒550 電話(06) 443-2456(代)

自動火災報知設備

平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号

避難設備

〒547 電話(06) 707-3341



③罰 則 受講義務者が期限内に受講しないときは、免状の返納が命ぜられることがある。

また、上記以外の危険物取扱者も受講することができ、他府県で交付された免状所有者も、大阪府で受講することができる。

### 受講手続の要領について

- ① 受講予約の申込書（指定の往復ハガキ）に希望する会場等を記入して、郵送して下さい。ただし、1事業所において、受講者が複数のときは、（受講日が異なる場合でも）封筒で一括して、送付下さい。そのときは、返信用角封筒（切手貼付）を同封のこと。
- ② 後日、受講申請日、申請場所、講習日等を指定して、返信ハガキで、本人へ通知します。（通知はおおむね受講日の3週間位前になりますのでご了承下さい）
- ③ 指定された申請日に、申請場所で、申請書（返信ハガキ裏面）に受講手数料（4000円の大阪府証紙）を貼付して、申請して下さい。（証紙は申請場所で発売）申請書が受理されると、受講券及びテキストを交付します。
- ④ 申請書受付後は、いかなる理由があっても手数料、提出書類は一切返却いたしません。

### 保安講習予定表（9月～12月）

#### ◇化学工場関係

回数	開催日時	会 場	
54	12/9(月)午後	大阪府商工会館	大 阪 市

#### ◇大阪北港コンビナート関係

30	10/15(火)午後	此花会館	大 阪 市
43	11/1(金)午後	〃	〃

#### ◇タンクローリー関係

19	9/7(土)午後	トラック協会会館	大 阪 市
*22	9/26(木)夜	堺・臨海センタービル	堺 市
23	9/28(土)午後	トラック協会会館	大 阪 市
*35	10/19(土)午後	堺・臨海センタービル	堺 市

#### ◇その他・一般

24	10/1(火)午後	守口市文化ホール	守 口 市
26	10/7(月)午後	大東市民会館	大 東 市
*27	10/8(火)午後	和泉解放総合センター	和 泉 市
28	10/9(水)午後	大阪府商工会館	大 阪 市
29	10/11(金)午後	豊中市民会館	豊 中 市
31	10/16(水)午後	大阪府商工会館	大 阪 市
*34	10/18(金)午後	八尾市消防本部	八 尾 市
36	10/21(月)午後	大阪府商工会館	大 阪 市
37	10/22(火)午後	枚方・府民センター	枚 方 市
38	10/23(水)午後	大阪府商工会館	大 阪 市
40	10/28(月)午後	枚方・府民センター	枚 方 市
41	10/29(火)午後	茨木市商工会議所	茨 木 市
44	11/5(火)午後	高槻市消防本部	高 槻 市
45	11/6(水)午後	〃	〃
46	11/19(火)午後	吹田メイシアター	吹 田 市
47	11/20(水)午後	〃	〃
*50	11/26(火)午後	富田林市民会館	富 田 林 市
52	12/2(月)午後	大阪府商工会館	大 阪 市
53	12/4(水)午後	〃	〃

注1. 講義時間は、午後の部（13時又は13時30分）開講で、いずれも3時間。

注2. 会場欄の\*印の会場は駐車可。

3年度下期（2月）予定（9会場）

・大阪市内6会場（うち、化学工場関係1会場）  
・東大阪、堺、茨木、各1会場

# Safety & Fire Engineering



防火・防災機器をフルラインアップ。豊富な製品群が多様化するニーズに応えます。

安全は時代の必然。  
新しいマルナカ、始動。



株式会社 マルナカ

口本 社 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 〒550  
TEL.(06)371-7775(代表) FAX.(06)372-1859

口東京本社 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 〒113  
TEL.(03)944-0161(代表) FAX.(03)944-0170

自治省消防庁 7月11日付通達

## 地下タンク用途廃止にかかる 安全管理指導について

消防庁では、このほど平成3年7月11日付消防危第78号「地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全管理指導について」を通達した。

これは、地下タンクの解体作業中の事故が連続したことを受けたものであるが、中に「地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全指針」が盛り込まれている。

その内容は次のとおり。

### 記

#### 1 許可申請時又は届出時における指導

##### (1) 製造所等における地下貯蔵タンクの廃止を伴う変更許可申請時

消防法第11条第5項ただし書の規定による仮使用承認の申請を受け付ける際には、当該申請書に添付する火災予防上の措置について記載した書類に廃止タンクの処置について盛り込むよう指導すること。

##### (2) 製造所等の廃止届出時

消防法第12条の6の規定による用途廃止の届出を受け付ける際には、廃止タンクの処置について聴取すること。

##### (3) 安全対策の徹底

(1)又は(2)の際に、申請者又は届出者に本指針を手渡し、廃止タンクの解体時の危険性及び本指針の趣旨の周知を行うとともに、申請者又は届出者を通じて廃止タンクの解体作業責任者に本指針が周知されるよう指導する等、廃止タンクの措置に係る安全対策が十分に行われるよう配意すること。

また、必要に応じ廃止タンクの処置状況を確認すること。

#### 2 指導の範囲

本指針は、最近の事故事例に鑑み、主として給油取扱所の廃止タンクの解体作業時の安全対策についてとりまとめたものであるが、それ以外のタンクであっても、規模、構造、貯蔵危険物等が類似しているものについては適用できるものであるので、1と同様の指導を行うことが望ましいこと。

#### 3 解体業者等に対する指導

廃止タンクの解体が必ずしも専門業者によってなされない場合もあるので、管内の解体業者の実態の把握に努め、機会をとらえて、解体業者等に対する本指針の説明会を開催する等、本指針に基づく安全対策の徹底を図るよう努めること。

### 地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全管理指針

#### 1 廃止タンクの危険性に関する周知徹底

用途を廃止した地下貯蔵タンク（以下「廃止タンク」という。）は、内部の危険物を完全に抜き取ったように見えて、タンク内部のさび等のすき間に危険物が残留し、一定時間経過するとタンク内部に危険物の蒸気が充満する場合が多いこと、タンク内部に危険物の蒸気がほとんど見られない場合でも、溶断機等を使用して加熱すると蒸気が発生する可能性が高いことなどの廃止タンクの危険性について、作業員等に周知徹底を図ること。

#### 2 廃止時の留意事項

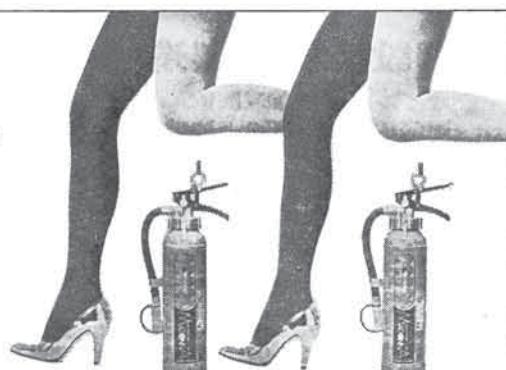
(1) 廃止タンク内及び配管内の危険物を完全に抜き取ること。この場合において、引火点が40°C未満の危険物を抜き取る場合は、静電気を除去するために、廃止タンク、抜き取りポンプ及び収納容器を接地するとともに、電気機器は防爆構造のものを使用すること。

(2) 廃止タンク内を乳化剤、中和剤等で洗浄後、気相部

安全が見える窓つき またひとつ超えました。



本社/〒554 大阪市生野区小路東5-5-20 Tel(06)251-1351代  
営業所/東京・大阪・名古屋・仙台・福岡・高崎  
静岡・富山・広島・松山・札幌・旭川



が生じないようタンク頂部まで水を充填するか、又はガス検知器で廃止タンク内に可燃性蒸気がないことを確認すること。

- (3) 廃止タンクは、撤去することを原則とするが、やむを得ず廃止タンクを埋設した状態にしておく場合は、水又は砂をタンク内に完全に充填すること。

### 3 廃止タンク掘り起こし時の留意事項

- (1) 廃止タンクのマンホール、ソケット等の開口部を閉鎖してから廃止タンクの周囲を掘削すること。
- (2) 廃止タンクの周囲の土には、危険物が残存していることがあるので、ガス検知器で可燃性蒸気の有無を確認するとともに、可燃性蒸気が検知された場合には、周囲の土に中和剤を散布し、掘削穴に可燃性蒸気が充満しないようにすること。
- (3) 危険物配管の切断は、溶断機等の火気を使用しないことを原則とするが、やむを得ず火気を使用する場合は、配管内を洗浄し、フランジ部を遮断する等タンクへの空気の流通を絶った後に行うこと。

### 4 廃止タンク解体作業時の留意事項

- (1) 廃止タンクの解体は、解体工場等の安全な場所で行うこと。
- (2) 解体作業に従事する作業者に対して、貯蔵されていた危険物の性状、作業手順及び安全の確保について周知徹底すること。
- (3) 消火器を準備しておくこと。
- (4) 解体作業者は、廃止タンクの鏡板の前で作業をしないこと。
- (5) マンホールのない廃止タンクの解体作業は、まず、タンクに十分な開放口を設けることから開始することとし、溶断機等の火気を使用する場合は、次のいずれ

かによる安全に配慮した方法で行うこと。

ア 廃止タンク内に水を充填し、可燃性蒸気及び空気を大気中に放出し、廃止タンク内の気相部をなくしてから開放口を設ける方法

イ 廃止タンク内に窒素ガス等の不燃性気体を流し続け、廃止タンク内の可燃性蒸気及び空気を不燃性気体で置換してから開放口を設ける方法

ウ ア又はイと同等以上の安全性を有する方法

- (6) マンホールのある廃止タンクは、マンホールを開放して解体すること。

### 5 その他

- (1) 埋設された状態の廃止タンクを掘り起こして解体する場合にあっても、前記3及び4によること。
- (2) 廃止タンクを売却し、又は譲渡する場合は、前記3及び4の留意事項中必要な安全対策事項を相手側に通知すること。

### 〔参考〕地下タンク用途廃止時の事故例

#### 【事例1】

平成3年5月15日、東京都内の給油取扱所解体現場において、廃止解体中の地下タンク(10,000ℓ、軽油を貯蔵していた)が爆発し、タンク鏡板が約65m吹き飛ぶ事故が発生した。

#### ① 廃止時の措置

事故前日に充水し、事故当日に水抜きした。

#### ② 発生時の状況等

解体業者Aが、アセチレンガス溶断機を用いたタンクの解体作業中、突然、大音響とともに爆発が起り、タンク鏡板が吹き飛ばされ、約65m離れた資材置き場に落下した。

## 危険物 いつも本番 待ったなし

### 空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計  
遠隔式警報ユニット液面計  
各種液体タンク用液面計  
フロートスイッチ・微圧スイッチ  
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全  
ローコストを追求する

**GIKEN**

TEL 06(358)9467(代表)



株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目1番8号 工技研ビル ☎358-9467~8

## ③ 被害の状況

- ・道路を隔てた住宅の立木の倒壊
- ・民家の壊れ
- ・付近住宅の窓ガラス30数枚破損
- ・近くを走行中のバスの後部ガラス全壊及び前部ガラスにひび割れ

## ④ 原因

アセチレンガス溶断機の溶断中の花火が、タンク内部に残っていた軽油の蒸気に着火し爆発したものと推定される。

## 【事例2】

平成3年5月27日、神奈川県下の給油取扱所において、廃止解体中の地下タンク（10,000ℓ、ガソリンを貯蔵していた）が爆発し、タンク鏡板が約44m、中仕切板が約33m吹き飛ばされ、作業員1名が死亡する事故が発生した。

## ① 変更許可後の措置

平成3年5月7日にタンクの油抜き取り後、水張りをせず、ガス濃度の測定も未実施と推定される。

## ② 事故発生時の状況等

解体業者Cが、タンク5基を掘り起こし、アセチレンガス溶断機を用いて解体作業中、4基目が突然、大音響とともに爆発を起こした。その際、タンク鏡板が吹き飛ばされ、約44m離れたバス車庫に落下、鏡板近くにいた作業員1人（17才）が約26m離れた歩道に吹き飛ばされて死亡、又、中仕切板も吹き飛ばされ、約33m離れた道路中央に落下した。

## ③ 被害の状況

- ・道路を隔てたフェンスの一部変形
- ・近くを走行中の自動車前部の一部損傷

## ④ 死傷者数 死者1人、負傷者1人

## ⑤ 原因

アセチレンガス溶断機の溶断中の火花が、タンク内部に残っていたガソリンの蒸気に着火し爆発したものと推定される。

Mr.dangerous #211 by せお理



## 自治省消防庁人事異動について

## 危険物規制課長に猪野氏

自治省消防庁では、7月13日付けで課長級人事異動を次のとおり行った。

▷免消防大学校長事務取扱 渡辺明（前消防庁次長・消防大学校長事務取扱）▷消防大学校長 木下英敏（前総務課長）▷総務課長 金子善次郎（前自治省行政局公務員部公務員課長）▷自治省行政局公務員部公務員課長 中川浩明（前消防課長）▷消防課長 橋本昌（前危険物規制課長）▷危険物規制課長 猪野積（前自治大臣官房付き）

ヤマト消火器株式会社が社名を変更し、  
ヤマトプロテック株式会社として、  
大きくはばたいています。  
今後ともよろしくお願ひいたします。

**YAMATO  
PROTEC**

## ヤマトプロテック株式会社

東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151㈹ ■営業品目 ■ビル防火設備/プラント防火設備/避難・警報設備/家庭用防火機器/各種防火機器/各種消火器  
本社 〒537 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL.(06)976-0701㈹ 名古屋・札幌・仙台・新潟・大宮・八王子・千葉・横浜・静岡・富山・神戸・尾道・広島・松山・福岡・鹿児島/大阪工場

## タンクローリーの

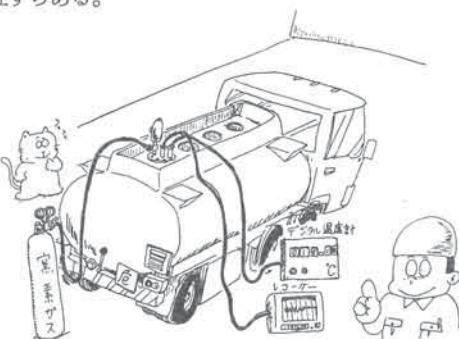
## 定期点検制度

(財)全国危険物安全協会

## 1はじめに

危険物施設の定期点検は、原則として1年に1回以上実施することとされています。ただし、移動タンク貯蔵所（いわゆるタンクローリー）の移動貯蔵タンクに係る定期点検（水圧試験に係る部分に限る）については例外的に、5年に1回以上実施すること、かつ、この規定は平成5年5月23日から施行することとされています。（危険物の規制に関する技術上の細目を定める告示第71条）具体的な点検方法等については、平成3年2月6日、消防庁危険物規制課長通達によりその指針が示された。

危険物施設の定期点検は、危険物取扱者または危険物取扱者の立ち会いを受けた者であれば、法令上は誰が行なってもかまわない。しかし、移動貯蔵タンクに係る定期点検は、高度な技術と専門知識が要求され、誰でもできるという性質のものではないし、しいて行なったとしても正しい結果は得られず、かえって事故を誘発する危険性すらある。



そのため、移動貯蔵タンクに係る定期点検を適正に推進するためには、専門的知識をもつ技術者と、それらを擁する点検事業者の育成が急務であるとされ、これを実現するため、平成3年1月に移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクに係る定期点検実施制度検討委員会が設置され、検討が重ねられた。この検討結果をもとに今回発足するのが、移動貯蔵タンクの定期点検実施制度である。以下に、その概要を示す。

## 2制度の概要

移動貯蔵タンクの定期点検実施制度は、定期点検技術者講習制度、事業者認定制度、点検済証の表示制度、技術者講習修了資格及び事業者認定の取消制度の4つを柱にしている。

## 1)定期点検技術者講習制度

前述のように、消防法では定期点検作業を行う資格のある者として危険物取扱者及び危険物取扱者の立ち会いを受けた者と定めているが、移動貯蔵タンクの定期点検は、これら定期点検作業資格を有する者が自ら点検を実施したとしても適正に実施し得ない実態にある。点検に必要な基礎的技術及び知識を持つ点検技術者を養成するための講習を行うのが、定期点検技術者講習制度である。

## 2)事業者認定制度

移動貯蔵タンクの定期点検は、施設等の関係者が自ら行う場合と点検業者に委託する場合とが考えられるが、現実には委託される場合が多いと思われる。

しかし、点検業者が、必要な点検技術を持った従業員がいないまま、あるいは適正な点検資機材を保有しないままに点検を行なったならば、適正な点検は期待できない。そこで申請のあった業者について事業体制の内容を審査し、一定の要件を充たすものについて認定を行うのが事業者認定制度である。認定を受けることは、公的機関から事業体制が適正であると確認されることであり、ユーザーにとっても優良な点検事業者を選定する目安になる。



HATSUTA

株式会社 初田製作所

大阪本社/〒573 大阪府枚方市招提田道3-5 TEL. (072) 56-12811  
東京本社/〒105 東京都港区芝大門2丁目8-7 TEL. (03) 3434-4841原点はロスブリベンションです。  
～復元防止～私たちがひたむきな安全への夢を、  
先端技術とふれあいの心で追求します。頑固な夢がある。  
そこにある。



## 危険物取扱者養成講習ご案内

平成3年度第2回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

### 1. 日時・会場

種別	講習日	時間	会場
甲種	9月11日(水)、9月19日(木) 9月26日(木)	9時30分～16時	大阪府商工会館 (地下鉄本町駅ヨリスグ)
乙種第4類	1期 9月18日(水)、9月27日(金)	9時30分～16時	大阪府商工会館
	2期 9月9日(月)、9月13日(金)	9時30分～16時	大阪府商工会館
	3期 9月25日(水)、10月2日(水)	9時30分～16時	大阪府商工会館
	4期 9月12日(木)、9月13日(金)	10時～16時30分	堺市立勤労会館 (高野線堺東駅ヨリ13分) (阪堺線宿院駅ヨリ6分)
	5期 9月10日(火)、9月11日(水)	9時30分～16時	茨木市商工會議所 (茨木駅ヨリ約13分)
	6期 9月17日(火)、9月18日(水)	10時～16時30分	守口市民会館 (地下鉄守口駅ヨリスグ) (京阪守口駅ヨリ5分)
	休日(第1)コース 9月16日(日)、9月22日(日) 9月23日(祭)	10時～16時30分	大阪科学技術センター (地下鉄四ツ橋線本町駅ヨリ約5分)
	休日(第2)コース 9月22日(日)、9月23日(祭) 9月29日(日)	10時～16時30分	大阪科学技術センター
丙種	10月4日(金)	9時30分～19時	大阪府商工会館

### 2. 受付期間と場所

受付場所	日時
豊中市消防本部内 (阪急宝塚線・豊中駅より) 南へ5分	8月30日(金)午前10:00～11:30
茨木市消防本部内	8月30日(金)午後2:00～4:00
東大阪市西消防署内 (近鉄・小阪駅北へ6分)	9月2日(月)午前10:00～11:30
(地下鉄・守口駅前)	9月2日(月)午後2:00～4:00
岸和田市消防本部内	9月3日(火)午前10:00～11:30
堺市高石市消防本部内 (南海・湊駅北へ6分)	9月3日(火)午後2:00～4:00
四ツ橋ビル8階 (地下鉄・四ツ橋駅北2号出口)	9月4日(水)午前10:00～午後4:00 9月5日(木)

### 3. 休日コースの申込方法

休日(第1)コース(定員70名)、休日(第2)コース(定員80名)、は電話(06-531-9717)で予約受付、定員に達し次第締切。

### 4. 受講会費(会費には、各テキスト代を含みます) テキスト不要の場合は乙種は2000円減額。

種別	会員	会員外	備考
甲種	14,000円	17,000円	
乙種	10,000円	12,000円	
休日コース	14,000円	17,000円	もぎテスト実施
丙種	5,000円	6,000円	もぎテスト実施